

つながる商店街支援事業外部連携支援審査委員会運営要領

(目的)

第1条 新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条第2項の規定により、新潟市つながる商店街支援事業外部連携支援審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項をここに定める。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、新潟市つながる商店街支援事業補助金の外部連携支援の補助対象事業を選定するために、必要な事項を審査するものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、外部連携支援の応募があった都度、次に掲げる者のうちから委員4名以内で組織する。ただし、委員に事故等のあるときは、次席の者がその職務を代理する。

- (1) 経済部商業振興課長
- (2) 事業を実施する区の産業振興担当課長
- (3) 事業の内容に関係する課の課長
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員長は、経済部商業振興課長をもって充てる。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査委員会は、委員長の決定により、書面開催の方法によることができる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。ただし、その者は採決には参加できない。

(審査基準)

第5条 審査委員会は、事業を選定する場合には、要綱及び「つながる商店街支援事業申請要項」の審査基準に基づいて総合的に判断するものとする。

(責務)

第6条 審査委員会は、公正な審査に努めなければならない。

- 2 委員は、審査委員会の委員として任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、経済部商業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。